



いくじ
5 育児

ほいくしょ えん にゆうしょ えん てつづき
(2) 保育所(園) 入所(園)までの手続

にんか ほいくしょ えん にゆうしょ えん しくちょうそん もう こ てつづき ひつよう
認可保育所(園)へ入所(園)するには、市区町村での申し込み手続が必要です。

にゆうしょ えん 入所(園) もう こ の申し込み	きぼう ほいくしょ えん しくちょうそん やくしょ まどぐち もう こ しくちょうそん ほいくしょ 希望する保育所(園)のある市区町村の役所の窓口で申し込みします。市区町村によっては保育所 えん いちらんひよう ようい ほいくしょ えん えら さい さんこう ふくすう きぼう (園)一覧表の用意があるので、保育所(園)を選ぶ際に参考にするといいでしょう。また複数の希望をだ しくちょうそん すことができる市区町村もあります。 ていしゅつしよるい しくちょうそん こと いっぱんてき もうしこみしよ かぞく こ じようきようちよう 提出書類は市区町村によって異なりますが、一般的には、申込書、家族および子どもの状況調 しょ げんせんちようしゆうひよう かぜいしよめいしよ かていほいく しよるい しよるい もう こ 書、源泉徴収票または課税証明書、家庭保育ができないことを証明する書類などです。申し込みは う つ がつにゆうしょ えん ばあい きじつ き しくちょうそん かく いつでも受け付けてますが、4月入所(園)の場合は、期日が決められている市区町村もあるので、確 にん 認してください。		
	ひつよう しよるい 必要な書類	ていしゅつさき といあわせさき 提出先/問合せ先	いつから、いつまで
	にゆうしょ えん もうしこみしよ 1 入所(園)申込書 かぞく こ じようきようちようしよ 2 家族、子どもの状況調書 ほいくこんなん しよるめい しよるい りようしん 3 保育困難を証明する書類(両親 しゆうろく しよるめいしよ の就労証明書など) げんせんちようしゆうひよう かていしんこくしよ ひか 4 源泉徴収票、確定申告書の控 かぜいしよめいしよ え、また は課税証明書 など	しくちょうそん やくしょ 市区町村の役所	ずいじ がつにゆうしょ えん ばあい き 随時。ただし、4月入所(園)の場合は、期 じつ き ばあい かなら かく 日が決まっている場合があるので必ず確 にん 認を
↓			
せんこう 選考	しくちょうそん たんとうか かてい ほいく じじょう こうりよ ほいく か ようけん たか ひどじん せんこう 市区町村の担当課で、家庭の保育できない事情を考慮して、保育に欠ける要件の高い人順に選考 もうしこみじゆん けつていん おう にゆうしょ えん かいぎ おこな ないていしや き をします(申込順ではありません)。欠員に応じて入所(園)会議が行われ、内定者を決めます。		
↓			
ないてい れんらく 内定の連絡	にゆうしょ えん ないてい れんらく ひ ばあい れんらく しくちょうそん 入所(園)内定の連絡がきます(否の場合、連絡をしない市区町村もあります)。		
↓			



めんせつ にゆう 面接 & 入 所(園)決定	れんらくご にゆうしょ えん ほいくしょ えん めんせつ せつめいかい にゆうしょ えん じゅんびひん せつめい 連絡後、入所(園)保育所(園)で面接や説明会があり、入所(園)準備品などの説明もここでされま す。
↓ にゆうしょ えん 入所(園)	

にんか がい ほいくしょ えん (3) 認可外保育所(園)

にんか がい ほいくしょ えん ひろ ほいくしゃすう くに きじゅん たつ しせつ うんえい せつび
 認可外保育所(園)とは、広さや保育者数が国の基準に達していない施設で、その運営や設備などは、
 しせつ そうとうちが やくしょ ほじょう にんか ほいくしょ えん おな かんが
 施設によって相当違ってきます。なかには役所の補助を受けて、認可保育所(園)と同じと考えられるところ
 しょうきぼ ていねんれいじむ おお とくちよう
 もあります。小規模で、低年齢児向けが多いのが特徴です。